

スポーツ団体等に対する支援その他の援助規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 3月 8日

平成25年 6月20日

平成25年12月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、市民スポーツ活動を通して、市民相互のふれあいと地域住民の連帯意識を高めながら、市民が生涯にわたってスポーツ活動を継続できるよう、公益財団法人平塚市まちづくり財団が行う支援金の交付、指導者の派遣及び優秀選手の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(支援金交付の対象)

第2条 支援金交付の対象は、国際団体、国、地方公共団体又は日本体育協会（加盟団体を含む。）が主催する大会（同一業者及び大学生間の大会を除く。）に出場し次に掲げる成績を収めた市内に在住する個人、市内に所在する団体（市内に居住する者が過半数を占め、組織するものに限る。）又は市外に所在する団体に所属する市内に居住する個人とする。

- (1) 国際規模の大会に出場した者
- (2) 全国規模の大会に出場し8位以上の成績を収めた者
- (3) 関東規模の大会に出場し3位以上の成績を収めた者
- (4) 前3号に準ずるものとして理事長が特に認めた者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、原則として別表に定めるとおりとする。

(支援金交付申請)

第4条 支援金交付申請を行うものは、別に定める申請書に当該大会での成績を証する書類、開催要項、出場者名簿、予選会の結果等の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(支援金交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請により支援金交付について適否の決定を行い、申請者に通知し、適当と認めた場合には、支援金を交付するものとする。

第6条 削除

(財団指導者派遣)

第7条 市内に居住する者が15人以上で組織する団体（この条において「団体」という。）の申出により財団指導者を派遣するものとする。

- 2 財団指導者の派遣は、1団体1年につき1事業とし、3日以内とする。
- 3 財団指導者の派遣に係る必要経費は、団体の負担とする。

(会場使用料の援助)

第8条 市内に居住する者で組織する団体が主催する全市的に一般市民を対象とした大会に係る会場使用料（附属施設使用料を除く。以下同じ。）について、当該団体の申出により援助するものとする。

- 2 会場使用料の援助の範囲は、1団体1年につき1回とし、大会の開催に係る1日分の会場使用料の額の半額とする。ただし、その額が3万円を超える場合は、3万円とする。

(優秀選手の表彰等)

第9条 理事長は、第5条の規定により支援金の交付を受けたもののうち市内に居住する小学生、中学生及び高校生又は市内に所在する団体（市内に居住する小学生、中学生及び高校生が構成員の過半数以上を占めるものに限る。）が次の各号に掲げる成績等を収めたときは、その者を優秀選手として表彰するものとする。

- (1) 国際規模の大会に出場した者

- (2) 全国規模の大会において第8位以上の成績を収めた者
- (3) 関東規模の大会において第3位以上の成績を収めた者
- (4) その他理事長が特に認める成績等を収めた者

2 前項に規定する優秀選手の表彰は、賞状及び記念品を贈呈する。

3 理事長は、国、地方公共団体及び日本体育協会（加盟団体を含む。）が主催する全国規模の大会又は理事長が特に認める大会に出場した次の各号に掲げる者（第1項の規定により表彰を受けたものを除く。）に、スポーツの奨励として記念品を贈呈するものとする。

- (1) 市内に居住する小学生、中学生及び高校生
 - (2) 市内に所在する団体（市内に居住する小学生、中学生及び高校生が構成員の過半数以上を占めるものに限る。）
 - (3) その他理事長が記念品の贈呈を特に必要と認めた者
- （改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、スポーツ団体等に対する支援その他の援助について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、この規程による改正後の第9条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

大会の種類		国際規模の大会	全国規模の大会	関東規模の大会
個人	市民	20,000円	10,000円	5,000円
団体	事業所	50,000円	30,000円	20,000円
	学校			
	クラブチーム			

備考

- 1 個人を適用する場合、同一団体から複数の支援金交付対象者があり団体の金額を超えるときは、団体の金額とする。
- 2 オリンピックその他これに類する大会に係る支援金の額は、その都度、理事長と協議する。
- 3 県内で開催される関東規模の大会及び全国規模の大会に係る支援金の額は、表に定める額の半額とする。
- 4 同一大会での個人と団体との重複は、認めない。
- 5 個人・団体ともに国際規模の大会に係る申請は、各年度1回とする。全国規模の大会及び関東規模の大会に係る申請は、申請対象が同じ種類での全国規模の大会及び関東規模の大会であるときは、これを同一の大会とみなして、各年度で申請者が希望するいずれかの大会の1回とする。